

質問3 eラーニング講座の講師について

(該当箇所:p.47 報告事項1)2023年度事業報告>IV2023年度事業に関する部署別活動報告>教育部>生涯教育課>Ⅲ. 部署業務活動>13)

『一般社団法人日本作業療法士協会 生涯教育制度 基礎研修制度 現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル(第5.0版)2023年4月1日』において、「I 現職者共通研修 運用マニュアル」の「1. 運用の方法」で「・講師は原則「生涯教育基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士」としますが、該当者がいない場合に限り、現職者共通研修を修了した経験年数5年以上の会員であれば任用可能です。」と定めています。「eラーニング講座コンテンツ配信および新規コンテンツ作成、配信」の講師は、「生涯教育基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士あるいは現職者共通研修を修了した経験年数5年以上の会員」でしょうか？

回答

現在、eラーニングで配信している講座(全16コンテンツ)は、専門取得研修に関連する講座(11コンテンツ)、その他のコンテンツ(5コンテンツ)があります。それらのコンテンツの講師は延べ75名になります。eラーニング講座の講師要件として考えているのは、教育部で開催している様々な研修と同様に、講師謝金規程に記載されている「作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認めた者とする。」を原則としています。また、講師を依頼したい会員が認定作業療法士や専門作業療法士、基礎研修修了者でなく、しかし余人をもって代えがたいと判断される場合には、担当部署でこれまでの講師実績等を確認したうえで、講師を依頼しています。現行の75名の講師については、上記の条件に当てはまるもの、となっております。

ご質問いただいている、現職者共通研修 運用マニュアルに記載されている講師要件についても、上記講師謝金に記載されている講師要件に包含されると考えておりますので、今後もこの要件を遵守してコンテンツ作成を進めてまいりたいと考えています。